

		事業年度		法人名												
(事業税)	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					前事業年度の法人税割額の明細										
	摘要		課税標準		税率 (%)	税額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		②③	(円)					
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業															
	所得割	所得金額総額	③④	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円		法人税割額	②④						
		所得金額	③⑤							道府県民税の特定 寄附金税額控除額	②⑤					
	付加価値割	付加価値額総額	③⑥						税額控除超過額 相当額の加算額	②⑥						
		付加価値額	③⑦						外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額の控除額	②⑦						
	資本割	資本金等の額総額	③⑧						外国の法人税等 の額の控除額	②⑧						
		資本金等の額	③⑨						仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	②⑨						
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業															
	収入割	収入金額総額	④⑩	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	③⑩						
		収入金額	④⑪						納付すべき法人税割額 ②-②⑤+②⑥-②⑦-②⑧-②⑨-③①	③⑪						
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業															
	所得割	所得金額総額	④⑫	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 ③①-②⑥-③②	③③						
		所得金額	④⑬													
	付加価値割	付加価値額総額	④⑭													
		付加価値額	④⑮													
	資本割	資本金等の額総額	④⑯													
		資本金等の額	④⑰													
	収入割	収入金額総額	④⑱	兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円									
		収入金額	④⑲													
	合計事業税額 ③⑤+③⑦+③⑨+④①+④③+④⑤+④⑦+④⑨					⑤⑩										
	令和6年改正法附則第8条第2項の控除額					⑤⑪										
	事業税の特定寄附金税額控除額					⑤⑫										
	仮装経理に基づく事業税額の控除額					⑤⑬										
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額					⑤⑭										
	納付すべき事業税額 ⑤⑩-⑤⑪-⑤⑫-⑤⑬-⑤⑭					⑤⑮										
	(特別法人事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業														
		所得割	所得金額	⑤⑯	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	付加価値額	⑤⑰	兆 十億 百万 千 円		収入割	収入金額	⑤⑱	兆 十億 百万 千 円	
			所得金額	⑤⑲				付加価値額	⑤⑱				収入金額	⑤⑲		
		資本割	資本金等の額	⑤⑳			収入割	収入金額	⑤㉑							
			資本金等の額	⑤㉑												
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業														
		所得割	所得金額	⑥⑰	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	付加価値額	⑥⑱	兆 十億 百万 千 円						
			所得金額	⑥⑱				付加価値額	⑥⑱							
		資本割	資本金等の額	⑥㉑			収入割	収入金額	⑥㉑							
			資本金等の額	⑥㉑												
	摘要		課税標準		税率 (%)	税額										
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		⑥④		0.0											
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥⑤		0.0											
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		⑥⑥		0.0											
	合計特別法人事業税額 (⑥④+⑥⑤+⑥⑥)					⑥⑦										
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額					⑥⑧										
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					⑥⑨										
	納付すべき特別法人事業税額 ⑥⑦-⑥⑧-⑥⑨					⑦⑦										